加東市
教育振興基本計画

兵庫県加東市（平成23年3月）

加東市教育振興基本計画

【人間力の育成】

－学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！－

第１章　教育振興基本計画の基本的事項　　ページ

１．策定の背景 …… 1
２．計画の位置づけ …… 4
３．策定体制 …… 4
４．計画の対象 …… 4
５．計画の期間 …… 4

第２章　教育をめぐる現状と課題

１．現状と課題 …… 5
２．本市教育の現状と課題 …… 8

第３章　加東市の今後の教育　－総論－

１．人間力の育成 …… 15
２．学校教育の重点 …… 16
３．社会教育の重点 …… 18

第４章　加東市のめざす方向と施策の取組　－各論－

Ⅰ．学校教育の充実

１．確かな学力の定着 …… 23
２．豊かな人間性の育成 …… 27
３．健康体力づくり …… 29
４．安全・安心で信頼される学校づくり …… 30

Ⅱ．社会教育の充実

１．青少年の健全育成 …… 33
２．成人学習の充実 …… 34
３．芸術・文化活動の振興及び実施 …… 34
４．文化財保護の推進と活用 …… 35
５．生涯スポーツの普及と振興 …… 35
６．施設の管理・運営 …… 36
７．共に生きる社会の実現 …… 37
８．男女共同参画事業の推進 …… 39
９．市立図書館の充実 …… 41

参考図表 …… 43

はじめに

加東市の教育の基本となる「加東市教育振興基本計画」が、議会の議決を経て、ここに完成の運びとなりました。

近年、教育を取り巻く環境が大きく変化し、多くの面で課題が生じてきたため、国において、60年ぶりに教育基本法が改正され、地方公共団体は、国が定めた教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興に関する基本的な計画を定めることとされておりました。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町が合併し誕生してから、「加東は一つ」を合言葉に多くの見直し等を行ってまいりましたが、まだまだ多くの課題があります。
今後は、今回策定しました本計画に沿って、「学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！」の実現に向け、学校園・家庭・地域・行政が連携・協力し、加東市の教育に関する様々な施策を推進して、多くの教育に関する課題を克服してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、主体的にかかわっていただきました加東市教育振興基本計画策定委員会委員のみなさまをはじめ、関係のみなさまに心からお礼申し上げます。

平成23年3月

加東市長　安　田　正　義

第 1 章

教育振興基本計画の基本的事項

加東市教育振興基本計画

【人間力の育成】

－学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！－

第１章 教育振興基本計画の基本的事項

１．策定の背景

平成18年、戦後の昭和22年に制定された教育基本法が、約60年ぶりに改正されました。その背景には、「社会の変化に伴う課題」と「子どもの課題」という２つの大きな問題の顕在化があります。

この「社会の変化に伴う課題」とは、急速な科学技術の発展、情報化・国際化の進展、そして少子高齢化とともに核家族化が進む中で、個人の権利の過度な尊重や自由・平等を履き違えた感があり、その結果として価値観の多様化や社会性の低下などが見られることです。

学校においては、心の問題がクローズアップされ、反社会的（暴力行為等）・非社会的（不登校等）問題行動が頻発しています。

家庭においては、共働きの家庭が増加し、日中は子どものみとなるなど、家庭での子育て環境は大きく変化しています。また、核家族化が進む中で育児に対する悩みや不安が増加しています。

地域社会においては、近隣家庭の交流や連帯意識の希薄化が進み、地域で子どもを育てる意識の低下が顕著になるとともに、地域の安全・安心が損なわれるようになってきています。

次に、社会の変化に連動するように「子どもの課題」として、①学ぶ意欲の低下、②学習習慣の欠如、③基本的な生活習慣の乱れ、④体力の低下、⑤自己中心的な行動や、社会性の欠如などがあげられます。

このような中、国においては、教育基本法の改正（平成18年12月）に基づき、中央教育審議会に教育振興基本計画特別部会が設置（平成19年２月）され、平成20年４月に「教育振興基本計画について―『教育立国』の実現に向けて―」が文部科学大臣に答申されました。この答申をもとに、国の「教育振興基本計画」（※１）が策定され、平成20年７月１日に閣議決定されました。

（※１）『教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）』
（教育振興基本計画）
第17条　政府は，教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について，基本的な計画を定め，これを国会に報告するとともに，公表しなければならない。
２　地方公共団体は，前項の計画を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育振興基本計画では、改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、「今後10年間を通じて目指すべき姿」「今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」とともに、「特に重点的に取り組むべき事項」が定められています。

教育の発展なくして我が国の持続的な発展はないことを確認しながら、「今後10年間を通じて目指すべき姿」として、「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の2点を挙げています。

次に、「今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策」では、3つの基本的な考え方が示され、取組全体を通じて重視する考え方として、「横の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」、「縦の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」、そして「国・地方それぞれの役割の明確化」が示されています。

基本的方向1では、「社会全体で教育の向上に取り組む」として、学校園・家庭・地域など身近な場所で、子育て等の支援や学習の機会が得られることを掲げています。

基本的方向2では、「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」など、確かな学力を身に付け、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成することが示されています。

基本的方向3では、大学教育に関すること、基本的方向4では、「子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する」ことが求められています。

さらに、今後5年間に総合的かつ基本的に取り組むべき施策の中で、「特に重点的に取り組むべき事項」として、大学教育以外では、次の項目を挙げています。

① 確かな学力の保証
② 豊かな心と健やかな体の育成
③ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
④ 手厚い支援が必要な子どもの教育の推進
⑤ 地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
⑥ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進
⑦ 安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

これを受けて、兵庫県では「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が、平成21年6月に策定されました。これは、平成21年度から5年間の中期的な取組の考え方や具体的な施策を示した教育振興の基本計画であります。

その基本理念として「元気兵庫へこころ豊かな人づくり―県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現―」を掲げています。そして、この基本理念をもとに、兵庫の教育において培うべき力とともに、本県のめざすべき人間像を列挙しながら、実現のための教育施策の重点目標として、以下の6つの柱が示されました。

① 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組む。
②「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進する。
③ 子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組む。
④ 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進める。
⑤ 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進する。
⑥ 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進する。

加東市は、平成18年3月20日に旧3町（社町、滝野町、東条町）が合併して誕生しました。合併以前は旧3町で設置した加東郡教育委員会において、旧3町それぞれ特色ある教育施策を行ってきました。

本年で合併5年目を迎え、加東は一つを合言葉に事業の見直しや統廃合を目指してきましたが、いまだ多くの課題を残しています。全ての加東市民が地域に愛着と誇りを持ち「地域の担い手である子どもは地域で育てる」という理念を共有できるように、市民意識の醸成も含め、学校園・家庭・地域・行政が連携し、協力体制を構築する必要があります。

また、人口減少や高齢化社会が到来する中、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。社会構造の変化に伴い核家族化が進行し、家庭の教育力の低下や地域でのコミュニケーション不足が顕著化しています。そして、高齢者との生活やかかわりが減少し、先人の知恵の継承などが失われつつあるといわれています。このような中、教育に対する社会全体の連携強化（横の連携）や世代間の交流・連携（縦の連携）は、より一層重要視されつつあります。

このような状況を踏まえ、国・県の方針のもと、加東市教育振興基本計画を作成することとなりました。

2. 計画の位置づけ

平成18年3月に新市が誕生し、平成20年3月、議会の議決を経て「山よし！　技よし！　文化よし！　夢がきらめく☆元気なまち　加東」を将来像とする基本構想「みんなでつくる加東きらめき★プラン」を策定しました。

この基本構想や国・県の教育振興基本計画を受け、加東市の教育行政をより一層充実させ、この計画の基本目標「学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！」の実現のため、加東の教育のスローガン「人間力の育成」をかかげ、ここに加東市教育振興基本計画を定めるものです。

3. 策定体制

策定に当たっては、学識経験者及び教育関係者並びに市民代表や公募による委員などで構成する「加東市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、広く検討を重ねたほか、パブリックコメントを通じて広く市民の意見を反映させました。

4. 計画の対象

学びは、幼年期から生涯続くべきものであり、学校園・家庭・地域がしっかりと連携・補完しながら進められることが重要であるとの認識のもと、就学前教育、小中学校における学校教育と、家庭や地域における社会教育を対象とします。

5. 計画の期間

この計画の対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
加東市総合計画（基本構想）			基本構想（平成20年度～29年度）						
〃　（基本計画前期）			基本計画（平成20年度～24年度）						
〃　（基本計画後期）								平成25年度～29年度	
加東市教育振興基本計画						平成23年度～27年度			
教育基本法（改正）		平成18年12月改正							
教育振興基本計画（国）				平成20年7月策定					
教育振興基本計画（県）					平成21年6月策定				

第２章

教育をめぐる現状と課題

第２章 教育をめぐる現状と課題

1. 現状と課題

我が国における総人口は、1億2,751万人となり、前年に比べ18万3千人（0.14%）減少し、2年連続して減少しています。また、65歳以上の老年人口は、2,900万5千人で78万6千人の増加となり、総人口の22.7%となっています。反面、0歳から14歳までの年少人口は、1,701万1千人で前年に比べ16万5千人減少し、総人口の13.3%となっています。（総務省統計局平成21年10月1日現在）今後も、人口減少社会が進行し、少子高齢化社会が加速することが予想されます。

加東市においても、老年人口は8,104人（平成17年国勢調査）から609人増加し、8,713人（平成22年4月1日現在）に、年少人口は6,255人から374人減少し、5,881人となりました。

加東市の人口比率　（人）

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	8,532	9,516	10,323	11,577	12,773	13,132	14,520
A 人口	34,275	36,401	38,270	39,743	40,688	39,970	40,212
B 年少人口（15歳未満）	7,635	7,807	7,531	7,145	6,628	6,255	5,881
B／A（%）	22.3	21.4	19.7	18.0	16.3	15.6	14.6
C 生産年齢人口	22,221	23,734	25,137	26,071	26,951	25,455	25,618
C／A（%）	64.8	65.2	65.7	65.6	66.2	63.7	63.7
D 老年人口（65歳以上）	4,419	4,857	5,598	6,527	7,448	8,104	8,713
D／A（%）	12.9	13.3	14.6	16.4	18.3	20.3	21.7

資料：国勢調査（数値は旧３町の合計によるもの）年齢不詳者がいるため、年齢別区分の内訳と合計は一致しない。
平成22年分は、住民基本台帳より（H22.4.1 現在）です。

今後も少子高齢化や核家族化が急速に進展し、生活習慣の多様化など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化していくと考えられます。それにともなって、これまで家庭や地域で培ってきた教育力が低下し、他人を思いやる心、規範意識、道徳心、自立心など、私たちが大事に育んできた人としての力が失われつつあると言われています。

このような状況の中、子どもの社会性を育てることや、家庭・地域の教育力を高めること、そして、高齢社会に向けて互いに支え合う社会を築いていくことも求められています。

また、交通手段の発達や情報化の進展にともない、経済・社会・文化等の様々な場面で国際交流が盛んになり国際的な相互依存関係がますます強くなっています。

国際化が急速に進展するにともない、様々な国の人々と接する機会が増えるととも

に、基本的な力としてコミュニケーション力や国際感覚を養い対応できる能力を身に付けることが必要となっています。そして、子どもたちには、広い視野とともに異文化に対する理解や異なる文化を持つ人々とともに協調していく態度などを養うことが求められています。さらに、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として、飛躍的に重要性を増す知識基盤社会が到来するといわれています。今後、教育の重要性はますます高くなり、国際社会で活躍する人材の育成が強く求められます。

インターネットや携帯電話などの情報通信技術の発達と普及により、経済活動・社会活動・日常生活などのあらゆる場面で情報化が進展し、これらの恩恵を最大限享受できるようになりました。同時に、これらのコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する能力が求められています。ただ、その一方で、有害情報や「ネット上のいじめ」など情報化の影の部分も社会問題となっており、それらへの対応や、情報・情報手段を適切に活用できる能力が求められています。

世界各地で起こっている異常気象や地球温暖化などの気候変動が大きな問題となっています。これら地球規模で拡大し続ける環境問題の多くは、経済活動や日常生活における環境への負荷が積み重なって顕著化した問題であり、これらの問題解決に当たっては、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷が少ないことへ変えることが不可欠となっています。このことを踏まえ、自然との共生について考え、自ら環境の保全に努めようとする姿勢が求められています。

時代が大きく変わる中、人々の価値観は変化し、「集団」より「個人」の価値観を重視する傾向が強まり、多様化も進んでいます。こうした価値観の多様化や個性化などによりライフスタイルもその時代の背景に応じ、一層変化していくものと考えられます。さらに、集団や地域社会での連帯意識の希薄化が進行し、社会規範意識や地域コミュニティ機能が低下することが懸念されています。このため、地域社会の連帯意識を高め、地域ぐるみで規範意識を高めることが求められています。

企業経営においては、高度成長から低成長への変化が顕著となり、日本的経営の特色でもあった終身雇用や年功序列を維持するのが困難になってきました。また、正社員の採用を抑え、派遣社員による企業経営が常態化するようになってきました。このことにより格差社会が生じ始め、人々は生活のゆとりを失い余裕のない生活が進行しつつあります。この結果、家庭での教育力の低下が指摘され、地域社会においても地縁的な結びつきや連帯意識を弱める結果になっています。

そのため、学校園・家庭・地域が連携し、関係機関・関係者が一体となって教育に取り組むなど、地域全体の教育の振興が求められているのです。

一方、加東市の財政状況は、世界的な不況の影響や少子・高齢化の進展により、市税の減収に加え、扶助費の増加が予想され、財政状況は厳しさを増してくると予想さ

れます。

このような状況の中、国や県との役割を明確にして協力体制を構築し、教育委員会の機能及び資質の向上を図り、教育行政に住民の意見がより反映される取組が求められています。また、学校園・家庭・地域の役割と責任を分担して、相互の連携と協力関係を構築することが求められています。

2. 本市教育の現状と課題

（１）これまで取り組んできた学校教育の成果と課題

①確かな学力の定着と個に応じた学習指導の充実

社会状況や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、学校園に対する期待や責任が大きくなっています。平成 18 年には、教育基本法が改正され、平成 19 年度には小・中学校の指導要領の改訂が行われ、「生きる力」の理念を引継ぎ、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成することが求められています。本市においても、学校教育に関する諸制度の改正に対応しつつ、子どもの現状への適切な対処に努めながら、個性や能力を伸ばす教育を推進してきました。

▲ 新学習システム

本市では、県が推進する新学習システムにかかわる加配教員を有効に活用し、少人数指導や複数指導など、きめ細かな指導を展開するとともに、学習チューター派遣事業により、幼小中学校に教員を志す大学生を派遣し、学習のつまずきに早期に対応するなど、個に応じた学習指導の充実を図ってきました。また、平成 19 年度から実施された全国学力・学習状況調査を活用するため、学力向上プロジェクト委員会を立ち上げ、調査結果の分析により明らかになった思考力・判断力・表現力等の育成などの課題解決に向け、毎年、指導実践事例集を作成し指導方法の工夫改善を進めました。

教育研究所員会では、「特別支援教育」「道徳教育」など、今日的な教育課題の研究に取り組み、その成果を研究冊子にまとめ各校に発信し、その役割を果たしてきました。

特別支援教育では、近隣市町にある特別支援学校とも連携をとりながら、主体的な取組を推進しました。特別支援学級に在籍する児童生徒の支援を充実するため介助員の配置を行い、通常学級に在籍するＬＤ・ＡＤＨＤ・高機能自閉症等、発達障害のある幼児児童生徒については、キッズアシスタント、スクールアシスタントの配置や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備に努めてきました。また、兵庫教育大学との共同研究に取り組み、その充実を図りました。

今後も、個に応じた学習指導の充実を図り、基礎的学力の定着とともに思考力、判断力、表現力を高める授業づくり、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業改善に努めていきます。

②活力ある信頼される学校づくり

各学校においては、子どもの変化や家庭や地域からの要望が多様化する中で、組織的に対応し、地域の教育資源を活用した開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに意欲的に取り組んできました。

平成16年から導入した小・中学校の「オープンスクール」や幼稚園の公開保育では、保護者、地域の多くの方の参加を得て、学校園の教育活動について理解を得ることができました。各学校園では、ＰＤＣＡサイクル（※２）を確立した学校評価を行い、学校関係者評価の促進にも取り組み、学校園組織の活性化を図り、組織の整備に努めています。

今後は、さらに学校評価の改善を進め、信頼される学校づくりを推進していきます。

（※２）【ＰＤＣＡサイクル】
学校評価システムでは、「目標・計画（ＰＬＡＮ）－実践（ＤＯ）－自己評価（ＣＨＥＣＫ１）－自己評価の結果の公表と意見の聴取（ＣＨＥＣＫ２）－次年度への反映（ＡＣＴＩＯＮ）」という流れが大切です。
当該年度の学校教育目標と年間指導計画を定め、それらに対応した評価項目、実践目標等を設定します。（ＰＬＡＮ）。そして、目標・計画に沿って実践し（ＤＯ）、あらかじめ設定した評価項目についての学校の自己評価を実施し（ＣＨＥＣＫ１）、その自己評価の結果を公表・説明します。次に、公表・説明した自己評価に対する外部からの意見を求めた上で（ＣＨＥＣＫ２）、得られた評価結果を次年度の教育活動や評価計画の設定にフィードバックします（ＡＣＴＩＯＮ）。

③豊かな心と生きる力をはぐくむ取組の推進

▲トライやるウィーク

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むためには、知識だけでなく、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、子どもたち自身が気付き、発見し、体得することが重要です。本市においては、環境体験事業、自然学校、トライやる・ウィークなど、体系的な体験活動を実施し、集団活動や地域の人々との交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちの規範意識や自尊感情、他者への思いやりを育成する取組を進めてきました。さらに、加東遺産めぐりの旅など、地域の歴史や文化遺産にふれる機会を持つことにより、地域の伝統文化を大切にしようとする心の育成にも努めました。

また、子どもたちの道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うために、全教育活動での道徳教育の推進や人権尊重の精神を涵養するための人権教育の充実に取り組んできました。

特に、今日的な課題である子どもたちの自尊感情の育成には、兵庫教育大学との共同研究を進めるなど積極的な取組を推進しました。

いじめや不登校などには、定期的に調査を実施したり、対策委員会を設置し、その問題の早期発見、早期解決に向けた取組を行いました。ネットによる諸問題には、児童生徒のみならず保護者への啓発もねらいとしたネット見守り隊を各校に組織し、その整備を進めるなど、子どもたちが安心して学校生活を送れる取組の充実を図っています。

今後も、子どもたちの実態に応じた体系的な体験活動を実施するとともに、兵庫教育大学との共同研究をさらに推し進め、子どもたちの道徳性、人権意識の高揚に努めていきます。

④学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

子どもたちの健やかな成長は、学校・家庭・地域など、様々な場や機会を通じて学ぶことにより実現されます。この三者の関係は、相互補完的であり、それぞれの役割を自覚し、適切に責任を果たすことにより、相乗的な効果を上げることができます。本市においては、地域の方が経験や特技などを生かして学校の教育活動を支援するいきいき学校事業や、子どもたちの登下校の安全確保を図る子ども見守り隊など、地域住民が主体となって子どもたちの成長を支援する体制づくりが整備されました。

また、環境体験事業では、地域の自然や人材を活用した特色ある取組が展開され、トライやる・ウィークは、多くの事業所の協力により生徒の貴重な職業体験の場となっており、その活動は、トライやる・アクションという生徒の自主的な活動に発展しています。

平成20年度からスタートした学校支援地域本部事業は、学校の教育活動を支援するものであり、数多くのボランティアの方に登録いただいており、今後も、地域の方の参画を得た学校教育の推進を進めていきます。

⑤安全・安心かつ質の高い教育環境の整備の推進

本市では、子どもたちが快適で安全・安心な学校生活を送れるよう防犯カメラの設置、耐震化の促進、ＩＣＴ機器の導入や学校給食センターの連続式揚物機などの厨房機器の更新などに取り組み、施設や備品の整備を図ってきました。

しかしながら、バリアフリー化工事の推進や年々老朽化する施設の整備や備品の更新など、まだ課題は多く残されています。

このため、各施設の状況を的確に把握し、計画的に施設の整備や備品の購入を行うことにより、今後とも、安全・安心かつ質の高い教育環境の整備を図っていきます。

（２）これまで取り組んできた社会教育の成果と課題

①ライフステージに沿った生涯学習の推進

▲チャレンジスクール　デイキャンプ

社会の急激な変化や価値観の多様化に伴い、市民の学習意欲も高まり、それぞれの世代で生涯学習に対する多種多様な欲求が出てきています。本市では、ライフステージごとの生涯学習に対するニーズを的確に把握し、そして創造・提供していくことを最重点事項にしてきました。

子どもたちには、学校ではできない多種の体験を通して「人間力の育成」につなげようと、「小学生チャレンジスクール」や「こども教室」などの事業を行ってきました。異年齢の集団の中で、いきいきとした子どもたちの姿とともに、それぞれの役割と責任、そして信頼関係で築かれた組織が出来上がりつつあります。

しかし、子どもたちの学習ニーズは、非常に多様なものであり、新たな魅力ある事業の創造を図るとともに、参加者の拡大にも力を注がなければなりません。

成人学習では、「高齢者大学」や「文学講座」等を開催し、多くの市民に参加いただいています。また、婦人会や連合ＰＴＡなどの社会教育関係団体活動も支援し、地域の中で活躍できる人づくりにも貢献しています。

しかし、成人を対象とするこれら事業は、多忙な世代が対象となるため、参加者が固定化する傾向にあり、新たな参加者の発掘を目的とした事業展開を図る必要性に迫られています。

②生きがいを育む芸術・文化・スポーツ活動の推進

幅広い芸術・文化活動は、市内のあらゆる所で、多くの機会に出会うことができ、いつでも触れられるぐらいに浸透しています。公民館サークルや市文化連盟などの団体活動、公募美術展や文化祭などの文化事業、有名歌手や文化人を招いての多種多様なコンサート等、アマチュアにおける文化活動の振興とプロの技を通して、市民の文化意識の高揚を図ろうとする文化活動とが程好くマッチしています。

ただ、これからの文化活動においては「ボランティア精神と自立心の上に自己研鑽がある」という意識を定着させ、自立した文化活動を求めていくことが必要であり、個々の文化活動から市全体の文化水準の向上へと結び付けていく方策を検討、実施していくことも重要です。

また、地域に残る貴重な有形・無形の文化財を適正に保護し、あらゆる機会を活用して埋蔵文化財の発掘を推進し、地域の伝統、文化、誇りを守ってきました。

さらに加東遺産の制定は、地域に良い刺激を与え、新たな保護活動として展開しています。

しかし、まだまだ地域文化財及び保護活動の知名度は低く、これからは加東遺産の事業とともに、多くの機会をとらえて広報活動し、新たな保護活動を模索していく必要があります。

スポーツでは、「健康づくり」、「コミュニティづくり」、「趣味・生きがい」等の目的別に、多種の事業を展開し、かつ、多くのスポーツ団体を支援して、それぞれの目的達成に向けて大きな役割を果たしてきました。しかし、意欲ある参加者と義務的参加者との意識格差は大きく、あらゆる事業において参加者が固定化されつつあるのも事実です。これからは、市民のニーズをより深く調査するなど、偏らず多くの人が参加できる施策を検討することが重要です。

③安全・安心な社会教育・体育関係施設の提供

本市では、安心して芸術・文化・スポーツ活動ができる安全な環境を確保、提供するため、日頃から公民館、コミュニティセンター、資料館等の展示施設、野外活動センター、グラウンド、体育館など数多くの施設の管理・運営に努めています。しかし、安全・安心とともに、より効率的な管理・運営を図り、費用削減に努めることも必要です。

近年、芸術・文化・スポーツに係る課の統合等を行い人員削減などには一定の効果を上げてきていますが、施設過多の状況にある社会教育・体育関係施設の管理・運営の効率化には、まだまだ問題がある状況です。市民の利便性を最重要に検討しても、効率化を目指せば若干ではあっても市民への負担は不可欠となってしまいます。綿密な計画のもと、市民に理解していただける内容にまとめていかなければなりません。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、社会教育に関する一部の職務権限を、教育長から市長に移管できることとなったことにより、社会教育については教育委員会と行政部局のよりいっそうの連携が必要となります。

▲伝の助マラソン大会

④生きがいと幸せを築き合う人間尊重のまちづくりの推進

▲企人協　社員研修

本市は、これまで平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に基づき、人権が尊重されるまちづくりの実現に向けて、さまざまな施策を展開してきました。地域では、学習の場として公民館等における社会教育活動や大学等における公開講座、市人権・同和教育研究協議会による地区住民学習会・市民人権講座、市企業人権教育協議会の社員研修会、市主催のセミナーや講演会などが行われています。このように行政と市民が互いに手を取り合って、継続的・主体的・創造的に人権教育・啓発活動が活発に展開され、その結果、人権意識がかなり高まってきましたが、今なお、差別や偏見が根強く残っています。

平成20年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果によると、結婚相手がいわゆる同和地区の人の場合については、「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」「絶対に結婚しない」と答えたのは7.8％、「家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」や「自分の意志を貫いて結婚する」と答えたのは全体の59.6％となっています。これは、平成20年実施の兵庫県民意識調査との比較では、本市の方が11.4ポイント高い結果になっています。しかし、自分の意志を貫いて結婚すると言い切ることのできる人はまだ多いとは言えません。このため、差別意識の解消や人権侵害などに対する市の役割は極めて重要です。

また、近年では、都市化、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化などにより、育児不安の広がりやしつけに対する自信喪失、過保護や過干渉、放任といった家庭の教育上の問題や、さらに、女性に対する暴力や子どもや高齢者に対する虐待などが深刻化し、インターネットを悪用した人権侵害など、新たな問題も発生しています。

このような状況の中で、本市では平成21年3月には「男女共同参画プラン」を、平成22年3月には「人権尊重のまちづくり基本計画」を策定し、さまざまな人権教育の施策を推進しています。

今後は、これまで積み上げてきた実践の成果を生かしつつ、人権が尊重される社会づくりに努めていきます。

⑤市立図書館の充実

旧3町（社町、滝野町、東条町）の合併により、市立図書館4館で引き続き市民

にサービスを提供してきました。図書館システムを統合し、４館がネットワークを結んだサービスが始まったことにより、市民にとって４館の蔵書を活用したサービスが身近なところで受けられるようになりました。その効果として、年間の貸出点数は４年間で約25％増加しました。

加東市４図書館の年度別貸出点数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年間貸出点数	554,691点	611,242点	665,742点	694,873点
平成18年度対比	－	＋10%	＋20%	＋25%

また、年間の市民一人当たり貸出点数は、人口４万人未満の市立図書館設置自治体では加東市が４年連続日本一となるなど、加東市における図書館サービスは充実していると言えます。そして、市立図書館４館の内、東条図書館は年間の貸出点数が４年間で約146％と他の３館に比べ急激に増加しています。しかし、社・滝野・東条の３地域別に、市民一人当たりの貸出点数を比べてみますと、社地域が16.7点、滝野地域が23.1点、東条地域が9.9点となり、東条地域の数値の低さが目立っています。その要因のひとつとして東条図書館の規模が考えられます。

今後、地域間の格差を是正し、市全域に均質的な図書館サービスを展開することが課題となります。また、近年のインターネット等の急激な普及に伴い、市立図書館に行かなくてもいろいろな情報が得られる時代となってきました。今後は、市立図書館における情報提供のあり方も課題となります。

第３章

加東市の今後の教育
―総論―

第３章 加東市の今後の教育　－総論－

1.人間力の育成

経済状況の悪化に伴う社会不安など、教育を取り巻く状況は極めて厳しいものがあり、子どもにも深刻な影を落としています。他人を思いやるこころの喪失、基礎学力と体力の低下など、教育の課題は山積しています。

本市では、平成21年度から「人間力の育成」を目指し、確かな学力の定着、他者とのかかわりの中で思いやりや命を大切にする豊かな人間性の醸成、健やかな体を育成する教育に取り組み、幼児から高齢者に至るまでの教育を推進してきました。

人間力については、内閣府「人間力戦略研究会」が、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義しています。学校教育においては、自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」の理念を具体化したものであり、人間力とは、「教育とは、何のために、どのような資質・能力を育てようとするのか」というイメージを広げ、さらにそこから具体的な教育環境を構築することに意義を求めているものです。

人間は、自らの学びや他者との学び合いによって、心身共に成長するものです。人間何歳になっても、「新しいことが分かった」「できた」など自分が変わるところに、学ぶことの喜びや生きがいを感じるものであり、それがひいては、生涯をとおして学び続ける意欲に繋がっていきます。

学びをとおした市民の生きがいづくりを目指し、市民の「人間力」の向上を図っていくことは、学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市の実現に繋がっていくものと確信します。

そこで、加東市では「人間力」を以下のようにとらえ、加東市教育振興基本計画を作成し取組を進めていきます。

（1）子どもにかかわる「人間力」

まず、児童・生徒にかかわる「人間力」は、①基礎学力、思考力、②他人とのかかわりにおいて、思いやり、命を大切にするなどの豊かな人間性、③体力、精神力、④個性、さらには、四つの基盤にある「意欲」、「ねばり強さ」を総合した概念として「人間力」をとらえています。

特に、教科の基礎学力を基盤に置き、教科の課題に果敢に挑戦したり、自分の課題や目標に向かってチャレンジしたりする意欲を高めることに重点を置きたいと考えます。また、チャレンジへのプロセスで味わう挫折体験を、自己の更なる向上のバネに置き換えられるように努めていきます。

挫折の克服の中に真の学びの喜びがあり、更なる向上心に繋がっていきます。強

固な体づくりとともに強い意志力の育成こそが、今日に求められる緊急の学校教育の課題です。

次に、幼児にかかわる「人間力」では、集団生活の場において、力いっぱい身体活動や表現活動できる力を身につけ、基本的生活習慣の確立と他人とのかかわりの基礎を学ばしていきます。また、読書や栽培、飼育活動などをとおして、やさしい思いやりのこころを育んでいきます。

（2）教師にかかわる「人間力」

教師に求められる「人間力」は、豊かな人間性に基づく指導力です。わかりやすく楽しい授業を構想する力や子どもの発言を的確に授業に生かす力の育成が、喫緊の課題です。そのためには、教師自らが課題意識を持ち、積極的に学ぶ機会を設けるとともに、教師集団で切磋琢磨する研修こそが必要であると考えます。

加東市教育委員会指定研究会、校内研修会等をとおして、授業で勝負できる教師づくりに一層取り組んでいきます。また、子どもの内面を深く理解し、確かな児童生徒理解に基づく指導を行うため、教師の豊かな人間性の育成にも努めていきます。

（3）加東市民にかかわる「人間力」

地域やサークル活動、各種研修会等の学ぶ機会をとらえ、自己研鑽に励み、生きがいを育んでいくことは、「人間力」の大切な一面です。また、他人とのかかわりの中で、人間の価値を認識するとともに、他人を思いやる心を醸成していくことも重要な課題です。さらには、運動の機会をとらえて、心身の健康の維持増進を図っていくことも、市民の大切な「人間力」の側面です。

行政の重要な任務は、市民のニーズを把握し、健全な社会を維持していくため、一層「人間力」を高めるよう努めていくことにあります。そのために、①市民が集う、②人間性、個性が高まる、③健康が維持・増進できる、④他人に役立つ、の４つを狙いとして、様々なスポーツ活動、文化活動、人権学習等に取り組んでいきます。

また、市立図書館では心のこもった対応で図書の貸し出しを行い、市民の読書への関心を一層高めていきます。そして、市民が有意義で活力満ちた人生を送れるよう支援します。

2. 学校教育の重点

（1）生きる力を培い、個を生かす教育の充実を図る

子どもたちの「生きる力」を育むためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を調和よく育成する必要があります。確かな学力が確実に身に付くように、指

導方法の工夫改善を図り、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

また、生活様式や社会システムの変化に伴い、大人も含め社会生活上のルールや基本的モラルの低下が指摘される中、子どもたちに人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念、公共の精神、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度など、豊かな心と未来を拓く基盤となる力を育成していきます。

さらに、子どもたちの体力・運動能力の低下が指摘される中、「生きる力」の基盤となる「健やかな体」を育成することが重要であり、学校だけでなく家庭や地域社会との連携を図りながら、発達段階に応じた体育、健康教育や食育を推進します。

▲国語の音読

「生きる力」の育成には、発達段階に応じた教育を行うことが必要であり、とりわけ幼児期の教育を充実させるとともに、各段階において学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの育成を推進します。

特別な支援を必要とする子どもたちの可能性をさらに伸ばし、その子に応じた自立・社会参加に必要な力を育むことが重要であるため、関係機関との緊密な連携を図るネットワークの構築を進めます。

（2）安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりを実現するためには、校長のリーダーシップのもと、教育課題に対して迅速かつ組織的に対応するとともに、保護者や地域に対して積極的に情報公開を行い、説明責任を果たし、開かれた学校づくりを進めることが重要です。

このため、教職員には、子どもが抱える問題や多様化する保護者の要望に適切に対応するとともに、教育の専門家として実践的な研修等を通じて教職員一人一人が資質向上に努めることが求められています。学校評価等を通じて、開かれた学校づくりを進めるとともに、教職員の協働体制を確立し、学校の組織力の向上を図っていきます。

また、子どもたちの登下校の安全確保も含めて、学校生活を安全・安心に送れるよう計画的に適切な学習環境の整備・充実を図ります。

（3）学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学びや育ちを支える

子どもたちは、学校・家庭・地域など様々な場で、多くの人との交流を通して学

び成長していきます。子どもたちが多様な体験や交流を経験し、豊かな成長が遂げられるよう、学校・家庭・地域が連携・協力し、一体となって子どもたちの教育に取り組むことが大切です。

本市においては、いきいき学校事業や部活動指導補助員など、地域住民が様々な経験や特技を生かして、授業や部活動など学校の教育活動を応援する仕組みづくりや、「子ども見守り隊」など、学校安全ボランティアとして、学校や通学路における子どもたちの安全確保について、市民とともに取り組んできました。今後も広範な人々の参画を得た取組を進めていきます。

教育の出発点は家庭です。保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、家族の触れ合いの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し、道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を確立することは、「生きる力」を育成する上で重要な役割を担っています。教育の原点である家庭教育の自主性を尊重しつつ、すべての保護者が自信を持ち、安心して子育てができるよう、さまざまな教育活動をとおして、家庭・地域の教育力の向上に努めていきます。

3. 社会教育の重点

（1）だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

市民一人一人が、その生涯を通じて、その時々において生きがいを持ち、芸術・文化・スポーツ・教養などの社会教育・生涯学習の場で、様々な学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動をもたらし、豊かな心、人間力を育成します。そして、それぞれが、それぞれの趣味を楽しみ、教養を高めることに生きがいを見いだしたり、学習した成果を生かして地域社会の課題解決等に参画することが求められています。

▲ 高齢者大学　グラウンドゴルフクラブ

また、スポーツは、健康を増進し、人生を豊かにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に不可欠なものであり、市民誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できる環境整備も求められています。

以上の基本的認識に立って、以下の目指すべき方向に沿って、社会教育の重点目標の実現を図ります。

① 加東市の豊かな自然環境、充実した社会環境、そして市民の郷土愛を基盤に、家庭・学校・地域社会と生涯学習関連施設とが連携し、市民だれもが生きがいを

見いだし、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう社会教育・生涯学習の振興に取り組みます。

② 市民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに親しめるよう、スポーツの振興に取り組みます。

（2）共生社会と人権文化の創造（人権尊重のまちづくりの推進）

人権とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利です。人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」（平成22～31年度）に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱に据えて、さまざまな人権にかかわる課題の解決に向けて、計画的・総合的に取り組みます。

また、市民一人一人の人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく、「共生社会と人権文化の創造」をめざすために、次の「人権施策の基本理念」及び「人権施策の方向性」を設定し取り組みます。

１）人権施策の基本理念

①「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

②共生による「人権文化」の創造

暮らしの中で、すべての市民がお互いの価値観の違いや多様性を認め合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。

③協働と連携による「人権のまちづくり」

地域や家庭のきずなを大切にし、行政、教育、ＮＰＯなど、さまざまな機関、団体が人権問題の解決に向けて有機的に連携できる社会をめざします。

２）人権施策の方向性

①人権教育・啓発の推進

人権尊重の理念に基づいて、家庭や学校・地域・職場など、あらゆる場において人権教育・啓発の推進に努め、市民の理解とともに人権文化の浸透を図ります。

②人権尊重の視点に立った行政の推進

時々刻々と変化する社会を見極めながら、市独自の施策を主体的、積極的に

展開して、市民一人一人が、自由で豊かに生きることができる人づくり、まちづくりの実現をめざします。

③相談支援体制の充実

人権侵害を受けている、又は受けるおそれのある人が安心して気軽に相談でき、問題を解決することができるよう相談受け入れ体制を整備し、迅速かつ的確な支援ができるよう努めます。また、人権課題を具体的かつ明確にして全庁体制により課題解決を図ります。そして、行政と地域が中心となり、人権擁護委員及び既存の団体や企業、ＮＰＯなどとの連携と協働を図りながら、相談・支援に関する取り組みの充実に努めます。

（3）人権尊重と男女共同参画の意識づくり

男女が性別により差別的な扱いを受けることなく、一人の人間として個性や能力を発揮する機会が確保されることは、全ての人が持つ重要な権利です。

男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、人権尊重と男女平等の意識を根づかせ、社会における制度、慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する理解を深める啓発に努めるとともに、将来を担う子どもたちにも、子ども一人一人の個性や能力を伸ばす教育を推進するなど、性別役割分担意識の解消をめざします。

また、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）（※3）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）（※4）などの暴力は、基本的人権を侵害する重大な社会的問題です。

ＤＶは男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成20年6月実施）結果を見てみると、加東市においてＤＶの被害を受けたことがある人は全体の4.6％であり、身近に暴力を受けた人がいるという人も13.0％となっています。県の相談機関などに寄せられる相談件数も年々増加する傾向にあります。女性や子ども、高齢者などに対するあらゆる暴力の防止と根絶に向け、どのような暴力も許さない環境づくりに努め、関係機関と連携をとりながら被害者の支援体制を整備し、充実を図ります。

（※3） ドメスティック・バイオレンス

略してＤＶと言われています。多くの場合、夫や恋人などのパートナーから、「なぐる、ける、ものを投げつけるなどの身体的暴力」や「レイプなどの性的暴力」、「口汚くののしる、おどす、何を言っても無視するなどの精神的暴力」、「生活費を渡さないなどの経済的暴力」、「実家や友人との付き合いや本人の行動を監視、制限する社会的暴力」を受けることをいいます。被害者が男性の場合もあります。恋人同士など、親密な関係にある若者の間の暴力のことはデートＤＶと言われています。

（※4） セクシャル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味。略してセクハラと言われています。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

（4）あらゆる分野へ参画できる機会づくり

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場に男女が対等な立場で参画することが大切です。市民アンケート調査結果を見てみると、「企画や方針決定の場に女性が参画していない理由」として、「男性が主になった組織運営が行われている」こと、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」ことの割合が高くなっています。

こういった状況を打破するには、女性が政策決定の場へ参画することの意義を広め、関心を高めるとともに、審議会などの政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、女性自身が主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていけるよう、エンパワーメント（潜在的能力の開発）を支援し、委員会や審議会等の委員として活動できる指導者的人材を育成していきます。

また、少子・高齢化、家族形態の多様化が進む中で、男女共同参画社会の形成に向けて、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動にバランスよくかかわれる環境を整備することが求められます。暮らしやすい活力ある地域社会をめざして、男女がともに、地域社会の発展を支える対等な一員として、あらゆる地域活動に参加・参画できるように、地域住民が十分に話し合い、共通理解のもとで取組を進めていくよう働きかけるとともに、講演会や学習機会の充実を図り、意識啓発を進めます。

（5）男女がともに豊かに働ける環境づくり

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を進めることは、企業の活力や競争力の源である人材の確保や育成、定着の可能性が高まるとともに、業務の見直しをすることで生産向上につながっています。ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を進めるとともに、育児・介護休業制度や次世代育成支援対策推進法に基づく制度の定着と活用を図り、仕事と育児、介護などの両立を支援し、多様な働き方を可能にする職場づくりや環境の整備を進めていきます。

女性の労働力率は、育児を機にいったん離職する時期を「谷」として、その前後にピークをもつM字型曲線を描くことが知られていますが、加東市でも同様です。市民アンケート調査結果を見てみると、女性が職業をもつことについて、「子どもができたら仕事を辞めるが、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」という中断再就職意向の割合が高くなっています。

女性は家事や子育ての多くを担っており、女性が働きやすい環境をつくるためには家庭内の柔軟な家事分担が必要であるほか、社会的な面からは、保育環境の充実や女性の働ける職場を増やし、就労支援の強化などが望まれています。

そして、企業に対しては、休暇・休業のとりやすさ、パートタイマーや派遣社員などの労働条件の向上、労働時間の短縮など柔軟な働き方の推進が求められています。育児などでいったん仕事を辞めて再就業をめざしたり、ボランティア活動などの社会活動を始めようとする女性を支援するため、学習機会の提供や情報提供などを推進していきます。

（6）だれもが安心して暮らせる地域づくり

家庭において男女共同参画を進め、育児や介護などを家族で分かち合うことは、女性の負担の軽減だけでなく、男性自身の多様な生き方の実現にもつながるはずです。男女がともに子どもとかかわる機会が増えて、子育ての喜びを実感できるようになり、家族のきずなが強まります。「子育ては母親の仕事」という意識を柔らかくほぐしていくような啓発を行い、子育てを社会全体の取組として、市民の理解と広がりを持った支援体制の確立と、安心して子育てができるような環境づくりを進めます。

また、高齢者介護の負担は、現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながります。このため、高齢期の男女や障がいのある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて、年齢や障がいの有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる環境づくりをめざします。

（7）市立図書館の充実

市立図書館は、市民の知りたい、読みたい、楽しみたいといった知る権利、学習する権利を保障する施設です。市民の生活要求に資料提供で応えていくことを最も大切な業務と位置づけ、市立図書館が、市民の豊かで潤いのある生活の創造の場になるとともに、まちづくりにおける生涯学習の基盤施設となるよう努めます。そして、いつでも、誰でも、どこででも楽しく読書できる環境をめざします。

第４章

加東市のめざす方向と施策の取組
ー各論ー

第４章 加東市のめざす方向と施策の取組　－各論－

Ⅰ．学校教育の充実

1.確かな学力の定着

（1）個を生かす学習指導の充実

①　めざす方向

▲学習チューター

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるためには、基礎的・基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。このため、少人数指導や補充的な学習といった個に応じたきめ細かな指導を一層充実するとともに、学力向上プロジェクト委員会で全国学力・学習状況調査の結果を分析し、指導方法の工夫改善に努め、思考力・表現力など知識・技能を活用する力を育成する指導の充実を図り、学力向上に取り組みます。

また、特別支援教育の視点を大事にし、一人一人をより大切にした教育の創造を図る必要があります。

②　施策の取組

きめ細かな指導や多面的な理解に基づく指導を行うため、新学習システムを推進するとともに、学習チューターによる学習の補助など、個に応じた指導を一層充実します。兵庫教育大学との連携を一層進め、人材の活用により研修会の充実を図り、指導方法の工夫改善を推進します。

・児童生徒の考える力を高める授業実践事業	・学習チューター
・学力向上プロジェクト委員会	・新学習システム
・スクールアシスタント	・キッズアシスタント

（2）読書指導の充実

①　めざす方向

読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。学校における読書の習慣化を図るとともに、魅力ある学校図書館づくりのための環境整備や市立図書館との連携を推進していきます。

② 施策の取組

朝の読書タイムや読書週間等の実施により、読書の習慣化を図ります。また、子どもの読書活動推進事業により学校図書館の環境整備を進めるとともに、家庭・地域との連携によるボランティアの読み聞かせや市立図書館からの図書の集団貸し出しや事業連携を進め、読書好きな子どもの育成に努めます。

▲子どもの読書活動推進事業

・子どもの読書活動推進事業　・市立図書館との連携

（3）理数教育の充実

① めざす方向

これからの「知識基盤社会」の時代においては、科学技術の重要性が一層高まると言われています。しかし、全国学力・学習状況調査結果や本市の同調査の結果からは、算数・数学において習得した知識・技能を実生活に活用する能力や算数・数学の学習に対する意欲・態度に課題が見られます。また、算数・数学だけではなく、理科に対する関心が低く、理科離れについても全国的な傾向が見られます。このため、学校教育においては、科学技術の土台である理数教育の充実が求められており、系統的な理数教育への取組を積極的に推進します。

② 施策の取組

小学校高学年からの新学習システムを活用した教科担任制や、専科教員による理数教育の充実、観察や実験など理科授業の活性化を図るために、理科支援員を配置し、専門性を生かした指導により、理数教育の充実を図ります。

・理科おもしろ推進事業
・新学習システム（小学校における教科担任制）

（4）情報教育の充実

① めざす方向

高度ネットワーク社会を主体的に生きる「情報活用能力」や情報モラルを育むとともに、「確かな学力」や学ぶ意欲の向上に資するため教育の情報化の総合的・計画的な推進は、学校教育における不可欠な要素です。

このため、すべての教職員の情報活用能力を高め、ＩＣＴの活用による指導方法の工夫改善を図り、子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力・情報モラルを育むため、すべての教科等において幅広い視点でＩＣＴを活用する取組を進め

ます。

② 施策の取組

各校に配備した電子黒板等、ＩＣＴを活用した授業改善を一層すすめるとともに、情報教育研修会を充実させ、教職員の情報活用能力の向上を図り、指導方法の工夫改善と学習の活性化に努めます。

また、各学校のネット見守り隊の組織化を支援し、子どもたちの情報モラルを育むとともに子どもたちをネット被害から守る取組を推進します。

・電子黒板等ＩＣＴを活用した学習の創造　　・ネット見守り隊

（5）国際化に対応した教育の推進

① めざす方向

国際化の進展に伴い、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。小学校高学年の外国語活動では、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校においては、コミュニケーション能力を育成し、異なる文化や歴史を尊重する態度を育成します。

▲語学（英語）派遣事業

② 施策の取組

小学校に導入される小学校高学年の外国語活動の実施に向け、小学校教員を対象として研修を行います。小学校、中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）の派遣を行い、英語の理解力、表現力の向上及び英語力の充実をめざします。

文化や価値観の違い等を学び、国際社会の一員としての豊かな人間性の育成を図るため、兵庫教育大学留学生や国際姉妹都市との交流を推進します。

・語学（英語）指導員派遣事業　　・留学生との交流

（6）特別支援教育の充実

① めざす方向

子どもの障がいの重度・重複化、多様化への対応や、発達障害（ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等）を含めた障がいのある子どもたちに対する支援、高等部進学者の増加の対応など、特別支援教育の充実が求められています。

そのため、障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、個別の指導計画に基づく適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

②　施策の取組

ＬＤ、ＡＤＨＤ、高機能自閉症等を含め、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、幼児期から学校卒業後まで、一貫した指導が行えるようサポートファイルにより個別の支援計画を作成するとともに支援システムの構築を図ります。また、特別支援学校を市内にもたない本市にとって、きめ細やかで適切な教育を支えるため、近隣市町にある特別支援学校との連携の充実を図ります。

・特別支援教育コーディネーターネットワーク会議
・介助員（小中学校）　・キッズアシスタント（幼稚園）
・スクールアシスタント（小中学校）

（7）幼保小中連携の推進

①　めざす方向

小中連携と新学習システムによる教科担任制を効果的に組織し、小中の円滑な接続による児童生徒の豊かな成長を実現します。また、関係部局との連携を図り、保育園・幼稚園、小学校の交流を図り、円滑な接続を進めます。

②　施策の取組

授業交流、児童生徒交流、共同研究など、各中学校区ごとに主体的な実践研究、合同での学校行事の実施などにより、積極的な連携を図っていきます。また、市立幼稚園だけでなく、子育て支援課との連携を図り、公立及び私立保育園との交流を図り、円滑な接続に努めます。

・小中合同研修会　・教科授業研究会　・部活動体験学習
・子どもたちの教科授業体験　・中学校教員の派遣

（8）就学前教育の充実

①　めざす方向

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保育園等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、幼児一人一人の特性に応じた教育・保育の一層の充実を図ります。

▲自然体験（花植え）

また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園・保育園等が専門性を生かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進します。

② 施策の取組

幼稚園教育要領の改訂の趣旨及び内容等の周知・徹底を図るとともに、実施に向けた取組を支援するため、研修の機会や場を提供します。

幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や、教職員の合同研修を推進します。

・ＰＴＣＡ支援活動　　・未就園児の会　　・子育て相談

2. 豊かな人間性の育成

（1）心に響く道徳教育の充実

① めざす方向

社会の変化に伴って、公徳心や規範意識などの倫理観の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神の涵養とともに、その実践力が強く求められています。このため、道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心に、校内の指導体制を整備するとともに、道徳学習と発達段階に応じた体験活動を両輪として、全教育活動で道徳教育の充実に取り組みます。

② 施策の取組

学習指導要領の改訂を踏まえ、「生命を尊重する心」や「規範意識」の育成を重点とした年間指導計画を各校で整備し、発達段階に応じた体系的な指導を行います。教育研究所員会の研究を普及し、道徳教材の開発や活用を促進するとともに、体験活動を道徳的実践の場として位置づけ、体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と道徳の時間とを関連づけた指導を展開します。

・教育研究所員会　・道徳公開授業　・道徳教育の研修の実施

（2）豊かな体験活動の実施

① めざす方向

子どもたちに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要です。

本市でも、「環境体験事業」や「自然学校」、「トライやる・ウィーク」などの体験活動に取り組み、児童生徒の発達段階に応じた体系的な体験活動を実施しています。こうした取組において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりや感動する心など、豊かな人間性を育む取組を一層推進していきます。

②　施策の取組

地域の自然環境を生かした体験活動を実施し、総合的な学習の時間を中心として、地域の自然を生かした創意工夫ある環境学習を展開していきます。

また、環境体験事業と自然学校との系統的な学びの充実や、生徒の社会的自立を促す教育としてのキャリア教育の視点に立って、新しい事業所の開拓など、トライやる・ウィークの取組の充実を図っていきます。

・環境体験事業（小３）　・自然学校（小５）
・青少年芸術体験事業わくわくオーケストラ教室（中１）
・トライやる・ウィーク（中２）

（3）地域の伝統や文化を大切にする教育の推進

①　めざす方向

これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくためには、自己がよって立つ基盤にしっかりと根をおろしていることが必要です。このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育んできた我が国を愛する態度を養う教育を推進します。特に小規模校が多い本市においては、郷土の伝統や文化を学習素材として取り入れ、地域に根ざした学校づくりを推進していきます。

②　施策の取組

加東遺産めぐりなど、地域において、子どもたちが地域の遺産や文化財に触れる機会を提供するとともに、地域教材「わたしたちの加東」（小学校）、「わたしたちのふるさと加東市」（中学校）を活用し、子どもたちが歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重し、地域を愛する態度を育て、伝統文化を継承・発展させることをめざします。

・小学校「加東遺産」めぐりの旅（小４）
・地域教材「わたしたちの加東」、「わたしたちのふるさと加東市」の作成

3. 健康体力づくり

（1）体育・運動能力の向上

①　めざす方向

▲ 水泳

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっています。自然豊かな本市においても同様の傾向が見られ、子どもたちに生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められています。このため、子どもたちの体力・運動能力等の状況を把握し、体育・健康に関する指導に生かすことにより、子どもたちの体力・運動能力の向上をめざします。また、運動部活動の充実を図るため、学校の実態に応じた対応を行っていきます。

②　施策の取組

全国体力・運動能力等の調査結果の分析から、子どもたちの体力・運動能力等の状況を把握し、子どもたちの体力と運動能力等の関係を検証し、体育・健康に関する指導に生かすことにより、低下傾向にある子どもの体力・運動能力の向上をめざします。また、生徒の部活動に対する多様な要望に応えるため、運動部活動に専門的指導力を有する外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に行われるよう支援していきます。

・運動部活動外部指導者派遣事業	・中学校スキー教室
・小学校水泳交歓会（小５・６）	・運動プログラム実践推進事業

（2）　食育・健康教育の推進

①　めざす方向

子どもたちの様々な心身の健康課題に対応し、子どもたちが生涯を通じて「生命の大切さ」を感じ、健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが必要です。そのため、学校保健安全計画に基づき、学校の教育活動全体を通して、組織的に健康教育に取り組み充実を図ります。また、学校園・家庭・地域の医療機関や関係機関との協力体制を整備していきます。

▲ 食育推進事業

また、学校における食育については、子どもたちの発達段階に応じた効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動等を通して指導の充実に努めます。

②　施策の取組

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、研究指定校を決め、栄養教諭を中心に、給食を教材としたり、保護者や地域の人との調理実習等を行い、食育を推進し、その研究成果を各校に普及させ、各学校で教育活動全体を通じて組織的・計画的に取り組みます。また、家庭や地域に対し情報発信を行うとともに、給食センターや地域人材を活用するなど、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちの食育に取り組んでいきます。

学校給食センターでは、ＨＡＣＣＰ（ひょうご食品衛生管理プログラム認定）を受けており、今後も安全安心な給食の提供に努めていきます。

・食育推進事業　　・食育推進委員会
・学校給食センターによる親子料理教室
・学校給食センター見学会　・給食試食会

4. 安全・安心で信頼される学校づくり

（1）子どもたちが安心して学べる環境づくり

①　めざす方向

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れるよう、学校・家庭・地域が連携した子どもたちの安全を確保する取組が求められています。

本市では、防犯カメラの設置や学校施設の耐震化を前倒しで完了させるなどの取組を行っています。今後は、老朽化する施設や備品などを計画的に整備し、安全・安心かつ質の高い教育環境の整備に取り組んでいきます。

また、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせる取組を推進します。

②　施策の取組

学校や通学路における安全確保を図るため、子ども見守り隊の協力や青パトによる定期的な巡回パトロールにより、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制の整備を進めていきます。また、防犯教室の実施など危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るための研修機会の充実や施設整備などの推進を図ります。

・子ども見守り隊　　・防犯教室
・防災教育推進連絡会議　　・自主防災組織合同防災訓練
・老朽化する施設や備品などの計画的な整備

（2）不登校・いじめ・問題行動などに的確に対応する校内体制の整備

①　めざす方向

子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止に努めるとともに、事案が発生した際に、早期対応を図り適切に解決する体制を整備することは、喫緊かつ重要な課題です。

このため、各学校において「心の教育」を推進するとともに、不登校や問題の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制の確立を図ります。

また、いじめ等による子どもたちの悩みに対応するため、スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実するとともに、インターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷等について、家庭や地域と連携した取組を推進します。

不登校に対しては、早期発見・早期対応を可能とする体制づくりの整備と教育相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室においては、学校復帰を支援していきます。

②　施策の取組

学校における緊急かつ重大な問題に的確に対処できるよう、学校と連携した支援を強化するとともに、虐待等については、子育て支援課、医療機関、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、的確に対処していきます。

いじめ問題については、いじめに関する実態調査を実施し、問題の早期発見に努めるとともに、児童生徒がネット被害に遭わないように、各校でネット見守り隊を組織し、保護者への啓発にも努めていきます。

不登校については、不登校対策委員会により、小中学校の連携を図り、不登校を未然に防ぐ取組をすすめるとともに、不登校児童生徒への適切な対応の在り方について研究を深め、適応指導教室により学校復帰を支援していきます。

・適応指導教室、親の会　　・不登校対策委員会
・不登校支援活動ボランティア・児童・生徒のいじめに関する実態把握調査
・ネット見守り隊

（3）教職員の資質と実践的指導力の向上

①　めざす方向

子どもたちに分かる授業の実現に一層努めるとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、教職員の資質と実践的な指導力の向上が求められています。本市においても、近年、新規採用者が増加し、世代交代が進む中、教職員の実践的指導力を向上させることは喫緊の課題となっています。そのため、教職員のライフステージに応じた研修体系を構築し、教職員一人一人の資質能力の向上を図っていきます。

②　施策の取組

学習指導要領の改訂内容等を踏まえた研修を計画し、幼・小・中学校の今日的課題に対応できる教員の育成を図ります。また、兵庫教育大学との連携を進め、テーマ別研修や児童生徒の考える力を高める授業実践事業など、各種研修会の充実を図るとともに共同研究にも取り組んでいきます。

・テーマ別研修、夏季研修　　・学校経営研究発表会
・児童生徒の考える力を高める授業実践事業

（4）開かれた学校づくり

①　めざす方向

地域に開かれた信頼される学校を実現するため、学校が保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが求められています。本市においては、学校園評価を実施し、評価結果の公表をはじめ学校園の教育活動や学校運営に関する情報を積極的に公表してきました。その成果として、各学校がその地域性を発揮しながら、保護者や地域、各種団体などが積極的に子どもの成長のための支援にかかわり、学校運営や教育活動の推進に協力・参画しようとする土壌が形成されています。

今後も、こうした体制を大切にしながら、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進していきます。

②　施策の取組

学校評価システムを確立し、学校の特色や地域の実態を踏まえて評価項目の重点化を図るなど、教育活動その他学校運営について、すべての教職員の共通理解のもと、組織的・継続的な改善を図っていきます。

・学校評価　　・学校評議員　　・学校オープン

Ⅱ．社会教育の充実

1.青少年の健全育成

（1）地域社会とともに

①　めざす方向

家庭・学校・地域、そして社会教育関係機関が一体となって、子どもたちを見守り、応援して強固な身体と強い意志力を持つこころ豊かな子どもたちを育む事業を推進します。

▲子ども教室

また、多種の事業に新たな風を吹き込む力として、地域社会の一員である兵庫教育大学とも積極的に連携します。

②　施策の取組

地域における子どもたちのリーダー役である小学校高学年の子どもたちの参加の拡大並びに指導者の確保、養成に努めます。また、兵庫教育大学とは、教授等指導者との連携だけでなく、学生とも調整を図り、地域の知的財産として活用を図ります。

・子ども教室等の充実

（2）豊かな体験活動

①　めざす方向

キャンプやスキーなどの野外活動、木工や陶芸などの各種製作活動、茶道や生花などの伝統文化、多種にわたる体験ができるよう多くの機会を子どもたちに提供し、健全な育成を推進します。

②　施策の取組

安全・安心の中での体験活動を徹底します。

・小学生チャレンジスクール等の子ども体験学習の充実
・子ども会活動等の子どもが参加する団体活動の支援

（3）家庭教育の重要性

①　めざす方向

地域社会全体で子どもたちをこころ豊かな人に育むために欠かすことのできない家庭教育の重要性を、多くの機会に啓発し、家庭における子どもたちの健やかな成長を支援します。

② 施策の取組

地域における親子活動や親学習会を開催する等、地域家庭における健やかなはぐくみを応援します。

・親子活動の推進

2. 成人学習の充実

（1）各年代に応じた学習

① めざす方向

団塊の世代が高齢者となっていくこれからの時代を見据えた新たな高齢者学習及び、仕事に追われ生涯学習に距離を置く人たちを引き付けることができる魅力ある新たな成人学習の方策を検討し、積極的に取り組みます。

▲ 高齢者大学　演劇鑑賞

② 施策の取組

参加者の固定化を打破するための施策を練り、展開し、新たな参加者発掘に努めます。

・高齢者大学等の講座や各種サークル活動の実施・支援

（2）団体活動支援

① めざす方向

青年団活動が衰退し、婦人会活動にもかげりが見え隠れする今、地域の社会教育関係団体に新たな独自性の確立を提案するなど、積極的な支援で活力をもたらし、自立した力強い団体を育成し支援します。

② 施策の取組

社会教育関係団体の活動を支援し、新たな活動シーンをともに考えます。

・婦人会やＰＴＡ等、各種社会教育関係団体活動の支援

3. 芸術・文化活動の振興及び実施

（1）芸術・文化の振興

① めざす方向

地域における次代の人材育成や文化水準の向上を願い、芸術・文化が身近なものに感じられるよう、また、気軽に芸術・文化の学習ができるように、活動と発表、そして鑑賞の機会と場を提供していきます。

▲ 文化連盟祭　作品展示

② 施策の取組

多くの市民が、芸術・文化に対し深い興味や沸き立つ意欲が持てるよう、積極的に事業を展開します。

・公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業の実施

(2) 芸術・文化団体への支援

① めざす方向

地域文化を支える市内の文化団体を積極的に支援し、個人はもとより地域全体の文化意識の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

② 施策の取組

芸術・文化を愛する個人やグループが地域の中で活躍・研鑽できるよう、地域における文化育成団体を支援します。

・加東市文化連盟や加東市美術協会への支援

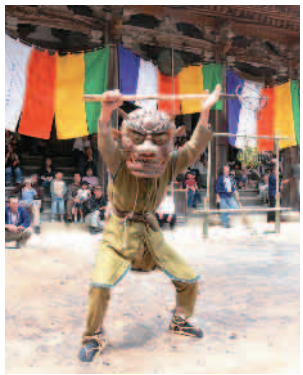

▲ 朝光寺　鬼追踊

4. 文化財保護の推進と活用

(1) 文化財の保護・発掘及び活用

① めざす方向

オンリーワンである地域の伝統・文化、文化財を保護するとともに、貴重な教育資源として地域文化の向上に活用していきます。

② 施策の取組

地域全体で伝統文化が保護できるよう、それぞれの知名度を高め、新たな保護・活用事業の展開を図ります。

・加東遺産めぐり等、文化財保護対策事業の積極的な展開
・加古川流域滝野歴史民俗資料館、三草藩武家屋敷の効率的運営

5. 生涯スポーツの普及と振興

(1) 生涯スポーツの振興とコミュニティづくり

① めざす方向

市民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、安全・安心な施設整備とともに、多種にわたる数多くのスポーツの機会を市民に提供します。

▲地区親善バレーボール大会

また、スポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められるよう、地区対抗や異世代交流の大会も積極的に実施します。

② 施策の取組

参加者が固定化しないよう、多くの人達が興味を持ち、誰もが気軽に参加できるよう工夫した取組を推進します。

・ふれあい球技大会等のコミュニティ促進事業
・三世代ゲートボール大会等の異世代交流事業
・地区親善ソフトボール大会等の地区交流事業
・マラソン大会等の専門技術向上事業

（2）スポーツ団体支援

① めざす方向

スポーツ活動を通じて市に多大なる貢献をする団体や個人を支援・表彰することにより、市民のスポーツへの意識向上に繋げ、市民スポーツのレベルアップと市民それぞれの生きがいの創造を図ります。

② 施策の取組

自立化した組織のもとで、市民の健康増進と体力向上、そして意欲・関心を高めていきます。

・加東市体育協会、加東市種目協会、スポーツクラブ21活動等の支援
・スポーツ賞賜金（表彰）の贈呈

6. 施設の管理・運営

（1）社会教育・体育関係施設の管理・運営

① めざす方向

3町合併により施設過多の状況になってしまった社会教育・体育関係施設を、市民の利便性や有効利用を一番に考え、その上でそれらの統廃合や指定管理者制度の導入等も含めた効率的な運営計画を練りあげます。

▲ 滝野公民館

また、行政・市民ともに負担が少なく、便利で快適な利用が出来るように努めます。

② 施策の取組

社会教育・体育関係施設を、安全・安心な施設として市民に提供し、公平、適正な利用を促進します。

7. 共に生きる社会の実現

（1）人権感覚を培う人権教育・啓発

①　めざす方向

市民一人一人が、自他の人権について正しく理解し、互いの異なる考え方、生き方、価値観などを尊重し、人権を認め合う共生社会を築くため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権にかかわる課題の解決に向けて、家庭・学校・職場・地域など社会のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

②　施策の取組

市民が日常生活の中で、人権を尊重することを自然に考え、行動できる感覚を身につけられるよう、家庭・学校・職場・地域における人権に関する学習を一層充実させるよう取り組み、各自治会等で実施している地区住民学習が、身近にある人権に気づいたり、自らの問題であることに気づいたり、理解が深まる場となるよう支援します。

市職員及び教職員・保育職員、医療・保健関係者等を対象にした研修の充実を図ります。

・子どもの人権と健全育成を考える講演会
・人権と福祉のまちづくりフェスティバル　・人権を考える市民のつどい
・各種啓発展示（人権週間等）　・テレビ企画番組「こころの窓」ビデオ制作

（2）人権教育・啓発における推進体制の確立

①　めざす方向

人権教育・啓発の推進にあたっては、従来の縦割り行政システムではなく、一体的に機能するよう組織間の連携を図り、教育事業や啓発事業が、市民にわかりやすく、参加しやすいものとなるよう推進体制を確立します。

また、市役所では庁内会議などのネットワーク化により、各部署の緊密な連携を図るとともに、情報の交換や共有を行い、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進します。

②　施策の取組

人権尊重の視点を踏まえた施策が展開できるよう、市役所内の連絡会議等の整備を図ります。

（3）人権教育の学習資料の提供

①　めざす方向

人権についての正しい理解と人権意識の高揚を図るため、人権関係の諸機関と連携し、研修講師、教材など、人権教育に関する情報を収集・整理し、さまざまな人権問題の理解や課題解決の参考となる資料や学習教材を提供します。また、これらを生かした効果的な市民人権学習会を推進します。

②　施策の取組

現在の地区住民学習の実績データを分析・検証し、身近にある人権課題に即した学習方法や家庭内の子ども、女性、高齢者等にかかわる人権課題について話し合いができるよう、市のケーブルテレビ、情報紙や啓発パンフレットなどにより情報を提供します。

▲ 啓発ビデオの撮影

・情報紙「夢きらめいて」発行
・人権啓発用ビデオ「こころの窓」制作

（4）人権教育指導者の充実

①　めざす方向

地区住民学習や各種団体の人権学習会などの充実を図るため、講師登録制度を創設します。また、地域に密着した自主的な人権教育が効果的に推進されるよう、身近なリーダーの育成を図ります。

②　施策の取組

市民主体の自主的な学習活動の定着に向け、市民人権講座を通して、地域リーダーの育成を図るとともに、人権についての多様な実践と理論を備えた市民を、人権教育指導者として講師登録を進めます。

（5）各種団体の人権学習への支援

①　めざす方向

市人権・同和教育研究協議会活動（学校教育部会・住民学習部会・団体別研修部会）及び、市企業人権教育協議会活動（社員研修会等）の主体的・自主的な人権教育の取組を支援し、それぞれの課題に応じた情報や学習機会を提供します。

②　施策の取組

市人権・同和教育研究協議会を支援し、生きがいと幸せを築きあう人間尊重のまちをめざして、同和問題をはじめ、社会の変化にともない人々の暮らしに現れ

るさまざまな人権問題を明らかにしながら、人権・同和教育の充実を図ります。

また、市企業人権教育協議会の活動を支援することにより、企業経営者、社員などを対象とした研修会を開催し、豊かな人権感覚を培い、具体的実践に努めます。

・市人権・同和教育研究協議会事業（地区住民学習会、リーダー研修会、市民人権講座、学校等公開授業、団体別研修）
・市企業人権教育協議会事業（企業経営者研修、社員研修会）

（6）相談支援体制の充実

①　めざす方向

人権侵害を受けている又は受けるおそれのある市民が、安心して相談できる環境づくりと相談窓口の充実を図ります。また、関係機関との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。

②　施策の取組

子どもや高齢者に対する虐待、ＤＶ、子どもの養育放棄など、家庭の中で起きるさまざまな人権問題に対する相談や支援機能充実に努めます。

8. 男女共同参画事業の推進

（1）人権尊重と男女共同参画の意識づくり

①　めざす方向

人権尊重のまちづくりを進め、ＤＶやセクハラなどのあらゆる暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する啓発活動や情報提供、学習活動を通して、家庭・学校・地域などで男女共同参画を推進します。

▲ 男女共同参画セミナー

②　施策の取組

すべての市民の人権意識を高めるとともに、ＤＶやセクハラなどの防止の啓発や研修会などを充実させます。また、広報紙、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを有効に活用し、男女共同参画社会に向けた広報、意識啓発を進めます。

・男女共同参画セミナー　・人権啓発用ビデオ活用

（2）あらゆる分野へ参画できる機会づくり

①　めざす方向

市の各種審議会や管理職への女性の登用を促進するとともに、地域や職場にお

けるリーダーへの女性の積極的な登用などを働きかけ、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。

② 施策の取組

女性の人材育成に努め、女性が意欲をもって活躍できる機会の充実を図りながら、女性の活動や女性団体の支援を行います。また、女性委員のいない審議会等の解消をめざすとともに、女性の積極的な登用を進めます。

・女性各種団体の支援

（3）男女がともに豊かに働ける環境づくり

① めざす方向

従来の仕事中心の意識や生き方から、仕事・家庭生活・地域活動など様々な活動を自分の納得するバランスで展開できるような環境づくりとともに、性別による昇進や賃金の格差をなくし、個性や能力が十分に発揮できる職場づくりを推進します。

② 施策の取組

男女雇用機会均等法の周知や、固定的な性別役割意識の解消などの意識啓発を行い、均等な雇用機会と待遇の確保と再就職や起業をはじめ、新たな分野やさらなる活躍をめざす女性の支援を進めます。

（4）だれもが安心して暮らせる地域づくり

① めざす方向

男女の生涯にわたる健康づくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者や障がいのある人も安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、「子育ては母親の仕事」という意識を柔らかくほぐしていくような啓発を行い、子育てを社会全体の取組として、市民の理解と広がりを持って支援し、安心して子育てができるような環境づくりを進めます。

② 施策の取組

本市では、「次世代育成支援行動計画（きらきら輝け未来っ子プラン）」（平成22～26年度）により、社会の変化に柔軟に対応し、子育てを取り巻く環境・施策の充実を推進し、子ども・家庭・地域が、未来に夢と希望が持てるまちの実現をめざします。

高齢者が少しでも自立した生活が送れるよう、各種疾病の予防、介護予防の施策を充実させ、寝たきりなどにならないための予防的支援を進めます。

・社会福祉協議会、健康福祉事務所、保健センター、児童館等との連携

9. 市立図書館の充実

（1）資料提供・情報提供の充実

①　めざす方向

市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった生活要求に、資料の提供で応えることが市立図書館の使命です。市立図書館の基本的な役割である「貸出を中心とした資料提供」を最重点業務とし、市民の利用傾向を把握し、暮らしを高める図書館サービスを展開します。

▲資料貸出

②　施策の取組

図書館資料の中心となる図書や、利用の多い雑誌などの貸出の充実を図るとともに、市民が読みたい資料の予約サービスや、積極的な資料案内の充実を図ります。また、それぞれの発達段階に合わせた図書の確保に努めるとともに、小中学校の学校図書館と緊密な連携、協力を保ち、子どもたちが自ら学ぶ場としての利用を高めるよう努めます。

・資料貸出の充実　・予約サービスの充実　・学校園への団体貸出

（2）魅力ある蔵書の整備・充実

①　めざす方向

資料提供が市民に役立ち豊かなものにするためには、継続した魅力ある資料の収集が必要です。市民からの要求や利用実態に沿った資料を収集し、市民にとって魅力ある蔵書の確保に努めます。また、生き生きとした市民の暮らしは、自らの地域の情報を知ることから始まります。加東市や地域に関する資料を積極的に収集し、地域の情報に責任が持てるよう努めます。

②　施策の取組

市民の暮らしに生きる資料や、利用の多い新刊書を積極的に収集し、新鮮で魅力ある蔵書の確保に努めます。また、加東市や周辺地域に関する資料を積極的に収集し、郷土行政資料の充実に努めます。

・新刊書の購入　・予約資料の購入　・郷土資料の購入

（3）図書館進展活動の推進

①　めざす方向

市民に本との出会いや読書に親しめる機会を提供し、また、自ら学びたいといった市民の要求に援助、奉仕するよう努めます。

②　施策の取組

子どもと読書の輪を広げたり、市民の自己学習を援助する活動を展開します。

・絵本のお話し会　・文学講座

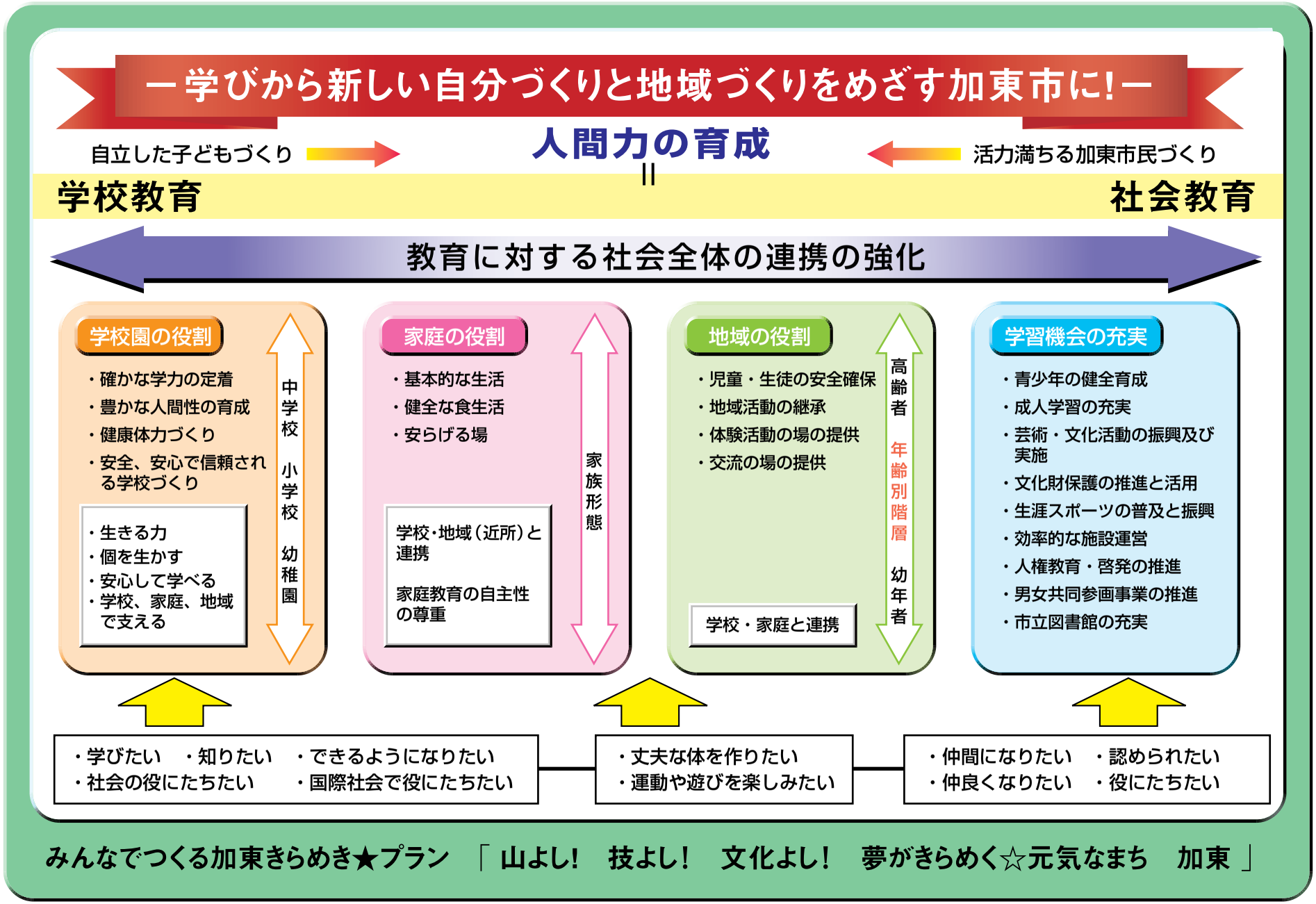
ー学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に!ー
自立した子どもづくり
人間力の育成
活力満ちる加東市民づくり
学校教育
社会教育
教育に対する社会全体の連携の強化
学校園の役割
・確かな学力の定着
・豊かな人間性の育成
・健康体力づくり
・安全、安心で信頼される学校づくり
・生きる力
・個を生かす
・安心して学べる
・学校、家庭、地域で支える
中学校 小学校 幼稚園
家庭の役割
・基本的な生活
・健全な食生活
・安らげる場
学校・地域（近所）と連携
家庭教育の自主性の尊重
家族形態
地域の役割
・児童・生徒の安全確保
・地域活動の継承
・体験活動の場の提供
・交流の場の提供
学校・家庭と連携
高齢者 年齢別階層 幼年者
学習機会の充実
・青少年の健全育成
・成人学習の充実
・芸術・文化活動の振興及び実施
・文化財保護の推進と活用
・生涯スポーツの普及と振興
・効率的な施設運営
・人権教育・啓発の推進
・男女共同参画事業の推進
・市立図書館の充実
・学びたい ・知りたい ・できるようになりたい
・社会の役にたちたい ・国際社会で役にたちたい
・丈夫な体を作りたい
・運動や遊びを楽しみたい
・仲間になりたい ・認められたい
・仲良くなりたい ・役にたちたい
みんなでつくる加東きらめき★プラン 「 山よし! 技よし! 文化よし! 夢がきらめく☆元気なまち 加東 」